

信用保証協会団体信用生命保険制度 (保証協会団信) 制度概要説明資料

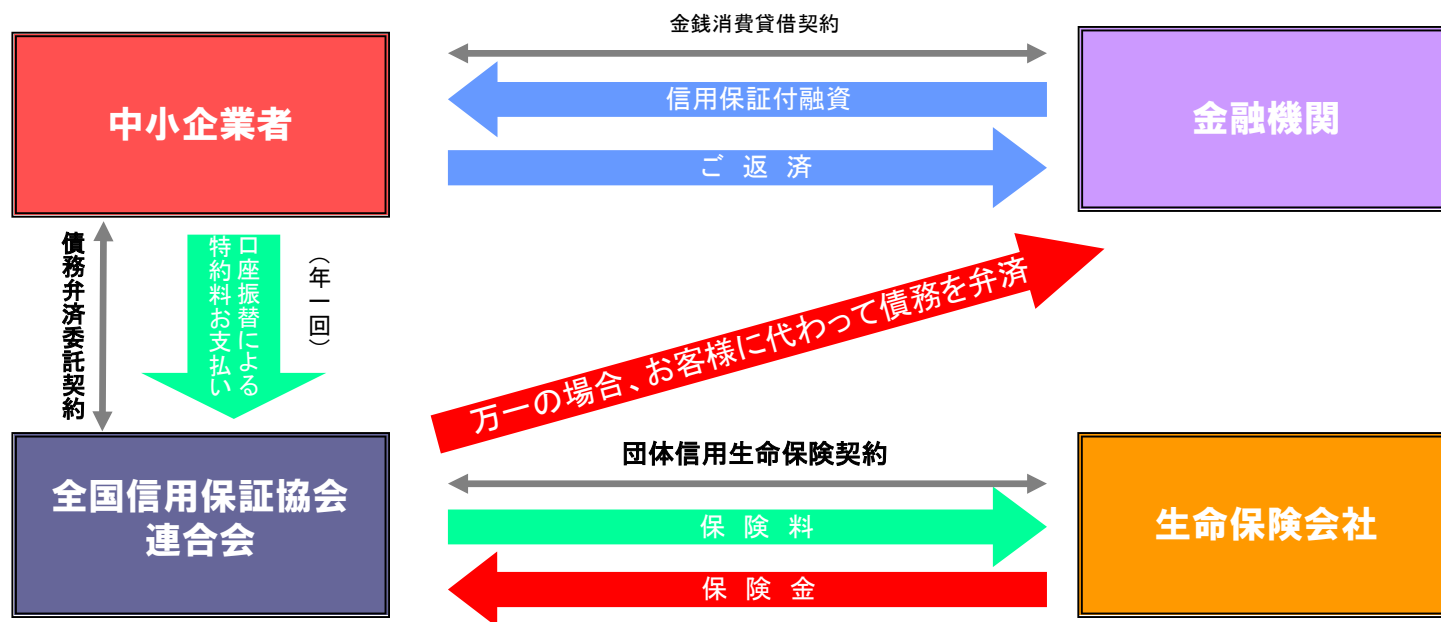
一般社団法人 全国信用保証協会連合会

目次

1.	目次	
2.	保証協会団信とは …	保証協会団信の概要
3.	制度の仕組み ……	仕組み図
4.	特長(1) ……	お客さまのメリット
5.	特長(2) ……	金融機関のメリット
6.	加入資格 ……	加入条件
7.	実績 1 ……	新規加入・加入残高
8.	実績 2 ……	保険金支払状況
9.	実績 3 ……	保険金支払事例
10.	申込関係書類 1 ……	債務弁済委託契約申込書
11.	申込関係書類 2 ……	申込書 兼 告知書
12.	申込関係書類 3 ……	その他 申込関係書類
13.	事務の流れ ……	申込書類の流れ
14.	特約料 ……	特約料の目安
15.	事務手続き 1 ……	加入手続・保険金請求
16.	事務手続き 2 ……	保険金請求
17.	事務手続き 3 ……	代表者変更時の対応
18.	事務手続き 4 ……	高度障がい保険金請求時
19.	留意点 1 ……	加入時の留意点
20.	留意点 2 ……	保障開始日・借換保証
21.	留意点 3 ……	保障終了日
22.	留意点 4 ……	保険金が支払われない場合
23.	口座振替通知 1 ……	振替のご案内
24.	口座振替通知 2 ……	再請求のお知らせ
25.	口座振替通知 3 ……	振替済通知
26.	口座振替通知 4 ……	脱退のお知らせ
27.	口座振替通知 5 ……	保障終了のお知らせ
28.	特約料目安表 ……	特約料の目安
29.	F A Q 1 ……	総論
30.	F A Q 2 ……	加入時
31.	F A Q 3 ……	加入時
32.	F A Q 4 ……	加入時
33.	F A Q 5 ……	加入時
34.	F A Q 6 ……	期中
35.	F A Q 7 ……	期中
36.	F A Q 8 ……	保険事故
37.	お問合せ先	
38.	関係資料 送付依頼書（裏表紙）	

- 信用保証協会の保証付融資をご利用いただくお客様を対象とした団体信用生命保険制度です。
- 万一の場合（死亡もしくは所定の高度障がい）には、生命保険会社からの保険金をもとに、全国信用保証協会連合会がお客様の借入金を弁済する制度です。
- 事業の維持安定(円滑な事業承継)、後継者・ご家族の安心を図ることを目的に、信用保証協会の『プラスワンサービス』として実施しています。

制度の仕組み



保証協会団信への加入を希望し、生命保険会社から被保険者としての加入承諾を得た中小企業者は、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」。）との間で締結した「債務弁済委託契約」の対価として、連合会に対して年に一度「特約料」を支払う。連合会は、生命保険会社との間で締結している「団体信用生命保険契約」に基づく「保険料」を、毎月生命保険会社を支払う。

被保険者に不測の事態（死亡もしくは所定の高度障がい）が生じた場合、原則としてその時点（高度障がいの場合は症状固定日）での債務残高と同額の保険金が、生命保険会社から連合会に支払われる。連合会は、中小企業者との間で締結した「債務弁済委託契約」に基づき、受領した保険金により金融機関に債務弁済を行う。このことにより、基本的に後継者やご遺族等が返済を継続する必要はなくなり、事業の維持安定、円滑な事業承継、後継者・ご遺族の安心が図れる。

●連合会が保険契約者となることにより、各地域（協会）毎で実施するよりもスケールメリットを享受できる。

- 保険契約者：全国信用保証協会連合会
- 被保険者：個人事業主の場合はご本人
法人の場合は代表権を有する連帯保証人

- 保険金受取人：全国信用保証協会連合会
- 保険金額：融資残高（残債務額）（1億円以下）
- 保障期間：原則融資期間（ただし、所定の保障終了まで）

～お客様のメリット～

- 借入金額に応じた特約料負担で大きな安心を
 - ・ 特約料は、**年齢にかかわらず一律**。
 - ・ 特約料は、**借入金残額に応じて逡減**しますので、返済が進むほど負担が軽減されます。
 - ・ 特約料率は、保証協会団信の全国への拡大に伴い、平成17年4月、平成19年10月、平成20年4月、平成26年6月、平成29年4月に5回の**引下げ改定**を実施。
- お申込み手続きは簡単です
 - ・ 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知による手続き**となります。
 - ・ 信用保証の申込書とともに
 - （１）**債務弁済委託契約申込書**
 - （２）**団信申込書兼告知書** の提出のみ。なお、特約料の支払いは口座振替。（融資金額が 5,000万円超 の場合には、所定の「健康診断結果証明書」が必要。）
- 万一の際は、残債務が弁済され、**後継者や家族の安心**が図れます
 - ・ 保険金が支払われる場合、残債務全額が連合会から金融機関に弁済されます。なお**利息**については、約定利息で**最大150日**を限度としてお支払いします。
 - ・ 事業後継者にとっては、残債務の負担が回避され、スムーズな事業承継が可能に。
 - ・ 保証協会団信に加入している事業性ローンの債務が弁済されるため、一般の個人保険等による保険金は、生活費等に充てることが可能となります。
 - ・ 保険金により借入金債務が返済されるため、信用保証協会の代位弁済が行われず、後継者にとっても新規保証の道が残されます。

～金融機関にとってのメリット～

- 通常、代位弁済に至る案件でも、保証協会団信により債務弁済がなされれば、円滑に事業継承が進むなど、間接的に取引先を守ることが可能。
- 金融機関における保証協会団信の事務手続きは、ご加入時における申込書類の取り次ぎ、特約料振替口座の設定が主な事項。
 - ・ 保証付融資のお申込み時に「保証協会団信」をご案内いただき、加入申込がある場合には記載事項や押印の確認
 - ・ 保険金請求時における必要書類の取り次ぎ
(特約料収納は、連合会が業務委託している「第一生命カードサービス株式会社」が対応)
- すみやかな保険金支払＝すみやかな債務弁済
 - ・ 通常 **5営業日** で保険金が支払われます（保険会社の調査が不要な場合）。ただし、書類の不備その他の事情により遅れる場合があります。
 - ・ 担保物件処分に比べ格段にすみやかな回収ができるだけでなく、代位弁済を受ける場合と比べても、事務負担では団信の保険金請求手続きの方が簡便です。
- **部分保証（割合保証）の保証制度**も、**保障範囲は借入金債務全体**となります。**負担金方式の場合**には、原則代位弁済前に債務弁済されるため、負担金計算式の代位弁済額にカウントされず、**支払負担金は軽減**されます。
- 新規加入取扱1件につき、5,000円の取扱手数料（平成26年10月～平成31年3月）
（平成26年度上期以前は1,000円）

保証協会団信への加入条件

- 加入対象： 個人事業主の場合は、本人。
法人の場合は、「中小法人」に該当する法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人（複数の場合は、そのうちの1名）。

※「中小法人」とは、中小企業基本法第2条第1項または信用保証協会法第20条第4項に定める中小企業者に該当する法人。

⇒ 個人・法人にかかわらず、業種・組織形態において信用保証と保証協会団信の対象は同一。

- 対象年齢： 加入申込日（告知日）現在で満20歳以上満66歳未満
（満70歳の弁済責任期間の末日で自動脱退）

※弁済責任期間（＝特約料納入済期間）

【初年度】 融資実行日から翌年の融資実行応当日の属する月の月末まで。

【2年目以降】 前弁済責任期間終期の翌月1日から1年間。但し、最終返済日が1年以内に到来する場合は、最終返済日の属する月の月末まで。

- 対象案件
形式： 証書貸付（手形貸付や当座貸越根保証等は対象外）
金額： 100万円以上1億円以下（既存融資残高含め合算1億円以下）
期間： 1年（365日）以上の賦払償還債務

（注）加入対象者が団信加入者となるためには、生命保険会社から被保険者となることについて承諾を得る必要があります（健康状態等によっては加入できない場合があります）。

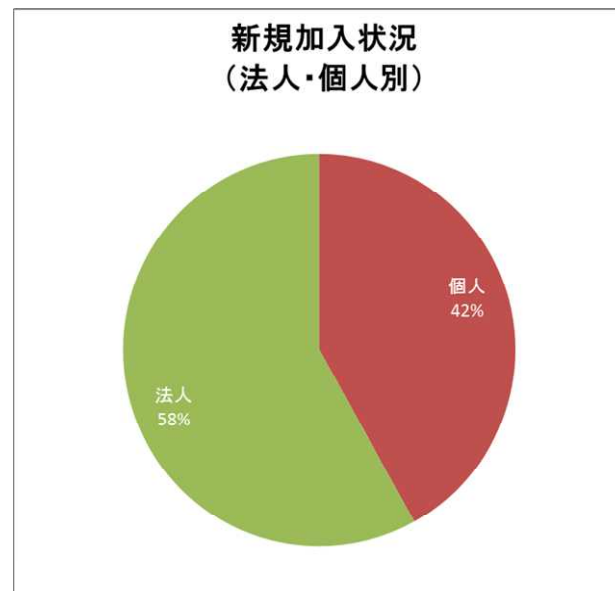
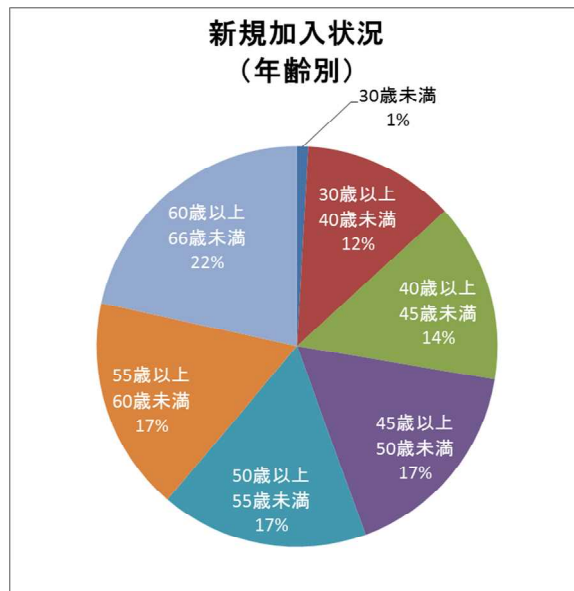
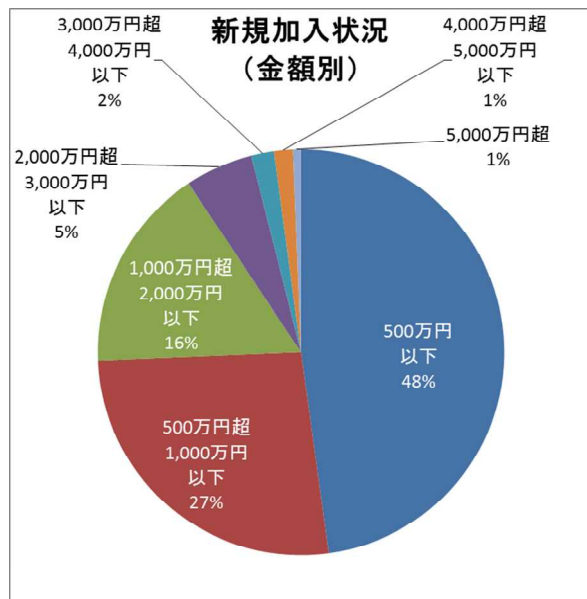
実績（１）

● 新規加入状況（平成２８年度：生保承諾ベース）

- ・ **金額別**では、500万円以下が5割を占め、全体の約4分の3が1,000万円以下の比較的小口の貸付。全体の**平均金額は約９５０万円**。
- ・ **年齢別**では、60歳以上が4分の1を占め、約6割が50歳以上。保険加入時の**平均年齢は51歳**。
- ・ **法人・個人別**では、個人は4割、法人は6割。

● 加入残高

45,000件 2,700億円（平成２９年３月末現在：保有残高ベース）

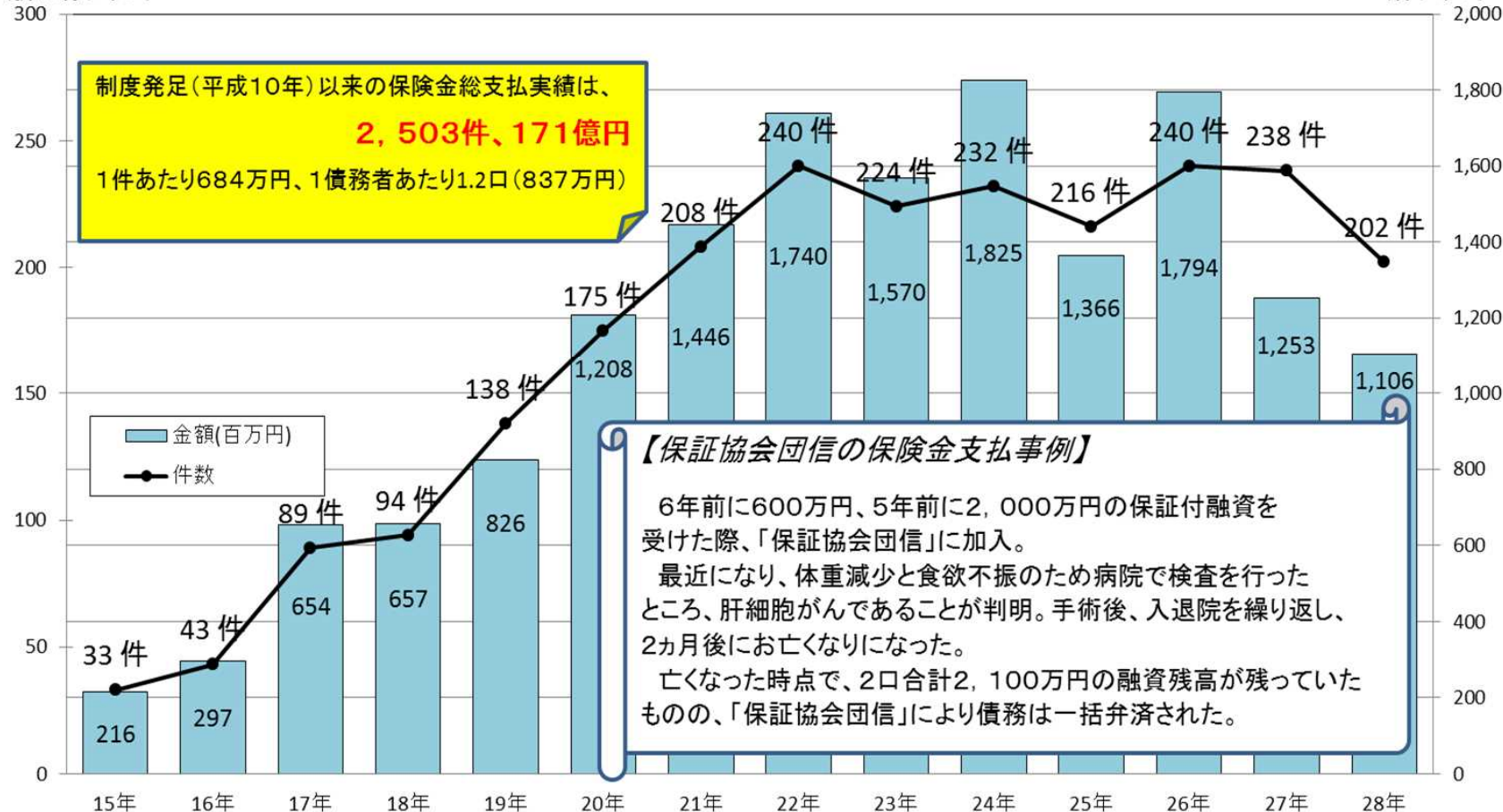


実績(2)

保険金支払状況

支払件数：件
(折れ線グラフ)

支払金額：百万円
(棒グラフ)



お役に立った保険金支払事例

現在は健康であっても、病気や不慮の事故等はいつ起きるか分かりません。

事業の維持安定(円滑な事業承継)、後継者・ご家族の安心のため、是非「保証協会団信」をご検討・ご紹介ください。

※ご加入の検討に際しましては、申込書兼告知書にセットされている「ご加入にあたって」に記載されているお支払事由の詳細や保険金をお支払できない場合を必ずご確認ください。

【支払金額の多い事例】

	年齢	死因等	支払金額(万円)
1	64歳	胃癌	8,656
2	66歳	慢性硬膜下血腫	7,845
3	65歳	不詳	7,633
4	58歳	虚血性心疾患	7,589
5	58歳	不詳	7,408
6	66歳	胃癌	5,705
7	61歳	胃癌	5,535
8	55歳	交通事故	5,522
9	64歳	肺癌	5,455
10	61歳	肺炎	5,368
11	64歳	急性心不全	5,288
12	64歳	肺炎	5,282
13	66歳	胸部大動脈解離	5,147
14	65歳	多臓器不全	5,046
15	66歳	高度障がい	4,853
16	62歳	腎不全	4,823
17	61歳	高度障がい	4,736
18	51歳	一酸化炭素中毒	4,680
19	69歳	胃癌	4,570
20	54歳	膵臓癌	4,531

【年齢の若い事例】

	年齢	死因等	支払金額(万円)
1	30歳	子宮癌	250
2	31歳	出血性ショック	193
3	32歳	事故死	1,784
4	33歳	肺梗塞	394
5	34歳	高度障がい	1,686
6	35歳	肝硬変	178
7	36歳	結腸癌	1,004
8	37歳	飛行機事故	237
9	37歳	突然死	298
10	38歳	交通事故	1,244

【加入期間の短い事例】

	年齢	死因等	支払金額(万円)	加入期間
1	64歳	急性心筋梗塞	201	2日
2	54歳	突然死	1,915	10日
3	62歳	脳梗塞	335	20日
4	65歳	進行胃癌	397	24日
5	55歳	急性肺動脈塞栓症	906	32日
6	51歳	交通事故	1,402	33日
7	55歳	不詳の内因死	989	35日

申込関係書類（１）

ポイント：
申込書類・記載要領

【債務弁済委託契約申込書】

個人事業主：「加入申込者」欄に自署と押印

被保険者
実印

法人：「加入申込者」欄に法人（ゴム印・スタンプ可）

実法人
印人

「被保険者」欄に代表者（被保険者）

被保険者
実印

自署と押印

- 1枚目：信用保証協会控（→保証協会へ）
2枚目：お客様控（→受付時、お客様へ返却）

（信用保証協会控）

団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書

平成 年 月 日

一般社団法人全国信用保証協会連合会 行

加入申込者 住 所
（債務者）

被保険者 住 所
（上記加入申込者と同一の場合、
自署押印不要）

被保険者氏名

被保険者自署・押印

借入申込内容

借入申込先（融資金融機関）	借入予定金額 （申込後変更があった場合は 変更後の金額とします）
借入先 店名 出張所	万円

被保険者自署

加入申込者は、以下の「約諾事項」及び「団体信用生命保険による債務弁済委託契約」を承諾の上、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会と略す。）に対し上記借入についての債務弁済委託契約の申込みをいたします（尚、加入申込者が法人の場合は、中小企業基本法第2条第1項または信用保証協会法第20条第4項に定める中小企業者であるとともに、被保険者がその業務執行につき代表権を有し、上記借入の連帯保証人であることを誓約いたします）。

約 諾 事 項

- 加入申込者と連合会との間の債務弁済委託契約は、加入申込者が被保険者につき生命保険会社の定める団体信用生命保険申込書兼告知書を連合会に提出し、生命保険会社による加入承諾があったときに、上記借入予定金額の範囲内で、裏面記載の団体信用生命保険による債務弁済委託契約の内容により成立すること。
- 債務弁済委託契約を締結するための初年分特約料は、本契約の申込みの際予め届け出た預金口座振替の方法により、収納代行会社からの請求にしたがって納入すること。
- 上記借入の他に信用保証協会（上記借入の債務保証を行っている信用保証協会以外の全ての信用保証協会を含む）の債務保証を伴った借入につき信用保証協会団体信用生命保険による債務弁済委託契約を締結している場合は、他のすべての契約を含めた債務弁済額は1億円までとなること。
- 加入申込者が法人であり、被保険者が、その業務執行につき代表権を失っていた、又は、上記借入の連帯保証人でなくなっていた場合に、死亡又は団体信用生命保険普通保険約款に定める高度障がい状態に達したときは、債務弁済は行われないこと。

個人情報の取扱いについて

この「団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書」に記載の個人情報（氏名、住所、借入申込内容）等は、信用保証協会団体信用生命保険制度の適正な運営に必要な業務のため、債務弁済委託契約（以下、「本契約」といいます。）の受託者である一般社団法人全国信用保証協会連合会が取得し、本契約の締結、債務弁済の支払い及び本契約の事務手続きに関連・付随する業務のために必要な範囲で利用いたします。

信用保証協会 保証協会コード 保 証 承 諾 番 号

保証協会記入

申込関係書類(2)

ポイント:
申込書類・記載要領

【申込書兼告知書】

- 新規申込(区分1)、代表者変更(区分2)の場合は告知要
- 氏名・口座等の変更(区分3)のみの場合は告知不要

区分 1.新規申込 2.代表者変更 3.氏名・口座・住所・電話番号変更

1枚目

信 申込書兼告知書

第一生命カードサービス株式会社 行

信用保証協会 〇〇信用保証協会

被保険者自署・押印

(債務者住所・債務者名はゴム印・スタンプ可)

ご注意!! 楷書で丁寧に記入ください。

2枚目の「特約料振替口座」についてももちろん記入ください。

被保険者自署

保証協会記入

区分 1.新規申込 2.代表者変更 3.氏名・口座・住所・電話番号変更

2枚目

3~5枚目は押印のみ

信 債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書

第一生命カードサービス株式会社 行

信用保証協会 〇〇信用保証協会

被保険者記入・押印

(ゴム印・スタンプ可)

金融機関記入・押印

(2枚目のみ)

金融機関使用欄

金融機関コード 支店コード

- 1枚目: 日本生命控
- 2枚目: 第一生命カードサービス控
- 3枚目: 信用保証協会控
- 4枚目: 金融機関控 (= 口座振替依頼書 → 金融機関にて口座確認後、口座振替設定。また、2枚目の金融機関使用欄に記入・押印)
- 5枚目: 被保険者様控 (→ 受付時、お客様へ返却)

申込関係書類（3）

ポイント：
その他申込関係書類

【健康診断結果証明書】

- 申込金額が**5,000万円超**の場合のみ、別途提出。

【パンフレット】

- お客様へのご案内の際に、申込書とともにご活用ください。

【参 考：関係資料送付依頼書】

- 団信申込関係書類**（パンフレット、申込書、下敷き、健康診断結果証明書等）を**事務幹事会社（日本生命）**に請求する（無料）ための依頼書。
- 必要項目を記入後、事務幹事会社へ**FAXで請求**。
- 当用紙は申込書（10セット1冊）および当資料の各々裏表紙に掲載（コピー利用可）。
- 団信申込関係書類は金融機関・協会の各支店単位で取寄せ可能。

団体名	一般社団法人 全国信用保証協会連合会		
信用保証協会名			
生 年 月 日	S.	H.	
既往症の有無	有	無	
現在（持病、自覚症状、外傷等）の有無	有	無	
医師による治療および療養の有無	有	無	
身体障がいの有無	有	無	
血 圧	最高		
尿 蛋白			
呼吸器・循環器・腹部・その他一般	有	無	
診察後の特記事項			
上記のとおり相違ないことを 平成 年 月 日 病 診			
日本生命保険相互会社 御中			
健康診断結果証明書在中			
開封厳禁			
団体名	信用保証協会名	ご加入	様
一般社団法人 全国信用保証協会連合会			
日本生命保険相互会社			

**信用保証協会
団体信用生命保険制度
〈保証協会団信〉
のご案内**

～お申込みにあたっては、申込書にセットされている「ご案内にあたって」を必ずご確認ください～

保険契約者
一般社団法人全国信用保証協会連合会
〒101-0048 東京都千代田区麹町四丁目二丁目1番地 オーク梅田ビル9階
TEL 0120-966-023（相談料無料）／ 03-6823-1203
受付時間は、月～金曜日9：00～17：00（祝日、年末年始を除く）

平成 年 月 日

日本生命保険相互会社 公務第二部 行
(FAX:03-5511-3016)

※添付書類を添付し、上記FAX送信先へ送付してください。

「保証協会団信」関係資料 送付依頼書

下記の通り依頼しますので、よろしくお願ひします。

記

1. 送金票（送付先）		
住 所	〒	
金融機関名	（銀行・信用金庫・信用組合）	
ご担当者様名	支店 様	
電話番号	- () -	

2. 送付必要書類	物品名	数量
(1) パンフレット（特約料引下げパンフレット）	部	
(2) ビラ（お知らせ）（保証協会送付用紙）（送金票）（送金票）	枚	
(3) 債務弁済委託契約申込書		
(4) 保証協会団信 申込書兼下敷き （債務弁済委託契約に基づく特約料は保証協会連合会）	部 (1冊＝10枚)	
(5) 団信申込書チェック用下敷き	枚	
(6) 健康診断結果証明書（※添付書類は2000円未満に限り）	部	

※1部あたりの量は、パンフレット 50部、申込書兼下敷き 2部、下敷き 5枚を上限に調整いただけます。

※納品は発送いただいた日から通常 4 営業日かかります。

ご記入いただきました内容は、(1)金庫保険契約の引取扱い、ご借越・維持管理、保険金・給付金等の取扱い、(2)当法人からの関係会社・提携会社を含む各種商品・サービスののご案内・提供、ご契約の維持管理、(3)ウェブサイトの更新に関する情報提供、事業管理、商品・サービスの事業、(4)その他の保証協会に依頼・付託する業務に供用させていただきます。これらの利用目的及び当該業務に関する情報については、当法人のホームページ（http://www.nissaiway.co.jp）をご覧ください。

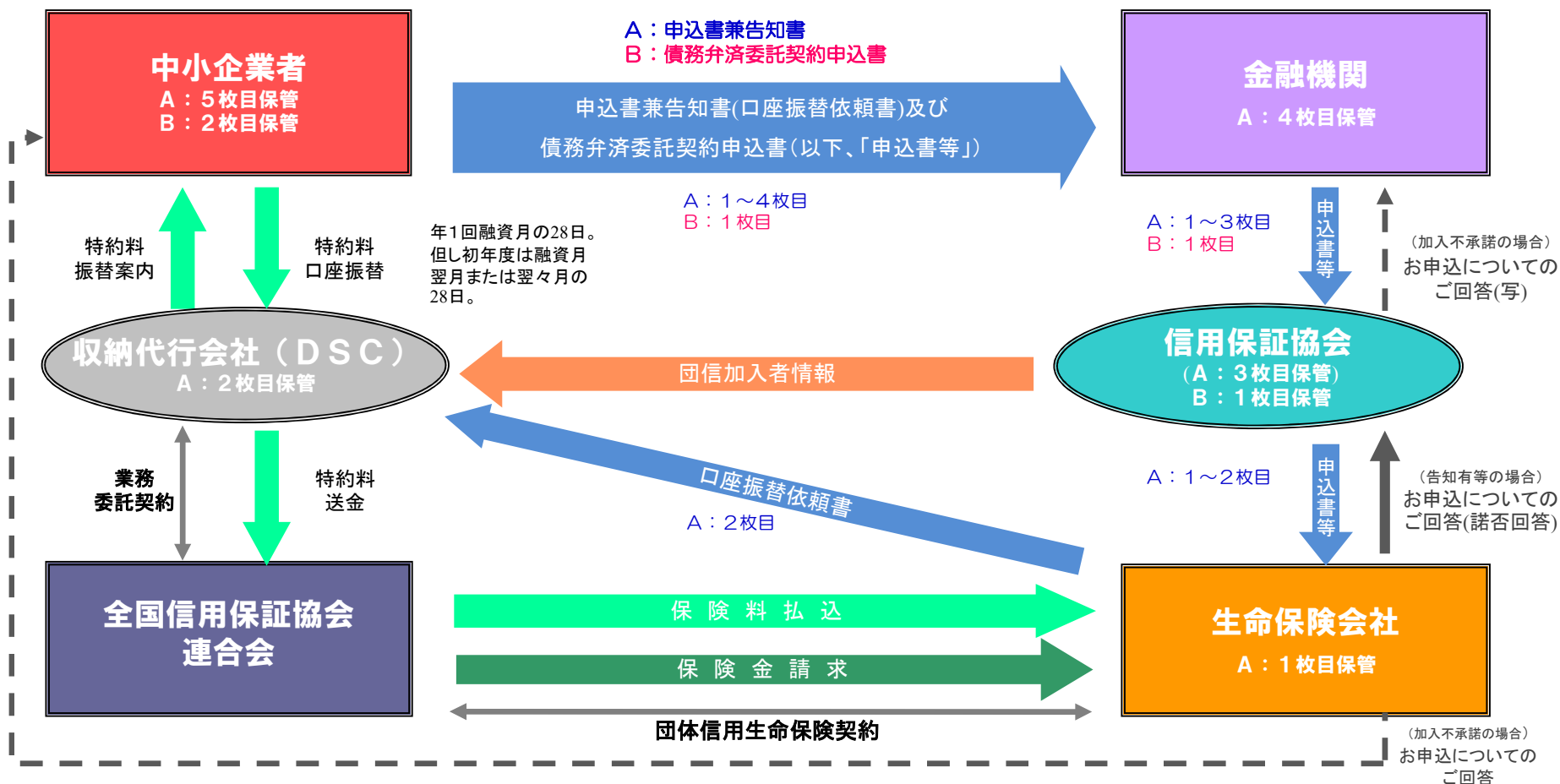
なお、当用紙を郵送される場合の宛て先、お問合せ電話番号は以下のとおりです。

〒100-0006 千代田区有楽町 1-1-1 日本生命保険相互会社 公務第二部 (TEL:03-5533-5677)

WS3016-1081 (H29.1.5)

事務の流れ

ポイント: 申込書類の流れ



- ①保証協会団信に加入する際の協会・金融機関における事務は、申込書等への記載事項の確認、不備事項の補完等(金融機関においては特約料振替口座の設定が必要)。
- ②協会は申込書(A)の1~2枚目を、生命保険会社へ送付。告知有等の場合、後日、「団体信用生命保険契約お申し込みについてのご回答」による協会宛諾否回答。
- ③加入不承諾の場合は、お客様に対して生命保険会社から直接「団体信用生命保険契約お申し込みについてのご回答」(加入不承諾通知書)を送付。
- ④特約料の口座振替は、連合会の委託先である収納代行会社が行うため、協会・金融機関における事務は発生しない。
- ⑤期中においては、協会は毎月1回、収納代行会社へ加入者情報データを送付。
- ⑥保険金の請求にあたっては、金融機関経由で必要書類を整備の上、協会から連合会に「保険金請求書」を提出。

特約料

加入者は、連合会に対して、万一の場合に連合会が加入者に代わって債務弁済を行うことの対価として、年1回「**特約料**」を支払う。

連合会は、団体信用生命保険の契約者として、生命保険会社に「保険料」を支払う。

平成29年4月振替分より 特約料率引下げを実施（月率0.049%→0.045%）。

保証債務残高に対して特約料（1年分）を支払う。

連合会の保証協会団信ホームページに、「**特約料試算**」ページを設置（スマートフォン・タブレットにも対応）。

■特約料（年払）の目安（平成29年4月改定）

〈融資金額100万円について〉〔元金均等返済、据置期間なしの場合〕

<単位:円>

借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額	月平均 特約料	総支払額 増減
3年	4,880	2,770	970	—	—	—	—	—	—	—	8,620	240	△ 770
5年	5,080	3,820	2,740	1,660	580	—	—	—	—	—	13,880	232	△ 1,260
7年	5,180	4,270	3,500	2,730	1,960	1,190	420	—	—	—	19,250	230	△ 1,690
10年	5,240	4,070	4,070	3,530	2,990	2,450	1,910	1,370	830	290	27,290	228	△ 2,450

上記の金額は目安であり、返済方法や返済状況等で異なります。

特約料は今後変更される場合があります。

特約料については、年1回、事前に案内を行った上で、被保険者が指定した金融機関口座から振替られる。

初年分特約料:融資実行日の属する月の翌月28日※

2年目以降特約料:各年の融資実行応当日の属する月の28日

特約料の案内通知は、初年については原則融資実行月の翌月20日前後、2年目以降は弁済責任期間の最終月（原則、融資実行応当月）の20日前後に加入申込時にご記入いただいた連絡先住所へ郵送される。

※申込書類の不備解決に時間を要した場合等については、口座振替が遅れることがある。

なお、残高不足等により2カ月連続して振替不能となった場合は自動的に保証協会団信より脱退となる。

事務手続き（１）

ステータス	事務内容等		留意点等
加入手続 受付	金融機関	必要書類（「申込書兼告知書」及び「債務弁済委託契約申込書」※）を受領後、内容確認の上、協会へ送付 ※融資金額5,000万円超案件は別途「健康診断結果証明書」が必要	①保証協会団信への加入希望の有無と信用保証の諾否とは無関係（保証条件ではない） ②被保険者自身により記入されているか（特に告知日・告知事項） ③押印の確認、記入漏れの確認 ④振替口座は設定済みか、また申込書2枚目の「金融機関使用欄」への記入漏れはないか ⑤借入日が告知有効期限内（告知日を含め90日）に収まっているか →保証書の有効期間と告知有効期間との関係に要注意 ⑥加入諾否について ⇒融資金額5,000万円以下かつ告知事項が全て「いいえ」に該当する場合には、原則として加入可 ⇒融資金額5,000万円超、または告知事項が一つでも「はい」に該当する場合には、生命保険会社において審査を行い、その結果によって加入諾否が決定 ⑦告知事項欄への記入に関する照会について 告知内容の判断は生命保険会社に委ねられているため、例えば風邪で通院中などの場合であっても、ありのままを記入するよう回答する必要がある。
	協会	必要書類の確認（不備照会）、電算入力処理、資格要件確認、協会記載事項（協会コード・保証番号）の記入、告知有効期限の管理等 →生命保険会社（日本生命）に送付	
期中	協会	- 毎月末時点の加入者データ（氏名・債務残高等）をDSCに送付（年1回の特約料計算・口座振替、連合会が生命保険会社へ支払う月払保険料の計算および被保険者管理のために必要） - 任意脱退申し出への対応 - 代表者変更や住所変更、口座変更への対応 - 期間延長への対応（加入者データの最終履行期限の書換により対応）	①残高データは毎月の償還後のデータを登載 ②脱退者（特約料振替不能者等）データの削除（連合会が送付する「2ヵ月連続口座振替不能者リスト」・「弁済責任期間到来リスト」により対応） ③DSCにおいて口座振替依頼書を受領しているものの、加入者データに登載されていない者の確認 →「長期アンマッチ契約者」の確認 ④DSCにおいて加入者データには反映されているものの、口座振替依頼書が未着である者の確認 ⑤特約料案内通知の配達先不明先についての確認 ⑥任意脱退手続きについて 顧客から協会（金融機関）に申し出があった場合には、協会から金融機関に「任意脱退届」を送付。このときに、下段の保証番号を記入しておく。
特約料振替	DSC	- 加入者宛に「保証協会団信特約料口座振替のご案内」を送付 - 各年の融資実行当日の属する月の28日に口座振替（初年については、原則融資実行月の翌月28日）	特約料についての問い合わせ窓口は、生命保険会社ではなく連合会へ。
保険金請求 （死亡）	金融機関 協会	- 協会は保険事故（死亡）発生の事実を確認後、連合会に連絡 - 協会は金融機関経由で保険金請求に必要な書類を整備し「保険金請求書」とともに連合会に送付	保険金請求書への記載内容等については、連合会と連携しながら対応。 書類の流れは、協会→連合会→日本生命 <死亡保険金請求に必要な書類> ①死亡証明書 （１）死亡日が保障（責任）開始日（注１）から2年以内の場合…原則日本生命所定の保証協会団信書式原本 （２）死亡日が保障（責任）開始日 から2年超 の場合…不 要（注２） ※ 死因によっては、「死亡証明書」の代わりに「死体検案書」で対応するケースがある。 ②死亡事実の記載のある住民票（コピー可） ③個人情報同意書 ④償還予定表（当初貸出金額、当初実行日、最終予定返済日、約定利率について記載のあるもの） ⑤償還履歴表（保険事故発生日直前の取引日、残高について記載のあるもの） （注１）保障（責任）開始日とは、通常の新規加入の場合は融資実行日であるが、代表者変更等により被保険者の交替があった場合は新被保険者の告知日（告知有りまたは残高5千万円超については生保承諾日）、特殊扱いにより融資実行後加入となった場合は告知日となる。 （注２）請求の内容等により、後日、「死亡証明書」の提出が必要となる場合がある。

事務手続き（2）

ステータス	事務内容等	留意点等
保険金請求 (高度障がい)	金融機関 協会 ・協会は保険事故（高度障がい）発生の事実を確認後、連合会に連絡 ・協会は金融機関経由で保険金請求に必要な書類を整備し「保険金請求書」とともに連合会に送付	保険金請求書への記載内容等については、連合会と連携しながら対応。 書類の流れは、協会→連合会→日本生命 <高度障がい保険金請求に必要な書類> ①障害診断書（原則日本生命所定の保証協会回信書式原本） ②個人情報同意書 ③償還予定表（当初貸出金額、当初実行日、最終予定返済日、約定利率について記載のあるもの） ④償還履歴表（保険事故発生日直前の取引日、残高について記載のあるもの） 【注意】 高度障がいにおける「保険事故発生日」とは、高度障がいの直接の原因となった疾病もしくは事故（交通事故など）の発生日ではなく、所定の高度障がい状態について「回復の見込みがなく症状が固定した」と医師によって診断された日。ただし、症状固定時期について医師意見の記載がある場合でも、障がい状態に応じて生命保険会社にて症状固定日を決定することもある。
保険金 支払可否	金融機関 協会 ・支払の場合 →生命保険会社から連合会に連絡あり。その後、連合会が金融機関及び協会に連絡。連合会は保険金受領後、速やかに金融機関指定口座に送金し債務弁済。 ・確認調査の場合 →請求時の添付書類のみで可否判断ができない場合、遺族等への確認調査が行われる。その際には、原則として、まず生命保険会社から連合会に連絡があり、連合会から金融機関へ事前連絡を行う。その後、生命保険会社（確認調査会社）から遺族へ連絡の上確認調査開始。 ・支払不可の場合（死亡） →保険金支払ができない旨の文書を、生命保険会社から遺族宛に通知。協会及び連合会は「保険金支払不可通知書」を受領し、金融機関に対しては連合会が「債務弁済金支払不可通知書」を送付 ・支払不可の場合（高度障がい） →保険金支払ができない旨の文書を、生命保険会社から連合会宛に通知。連合会は、金融機関に対して「債務弁済金支払不可のお知らせ」を送付し、被保険者宛には「高度障がい保険金のお支払い判定結果について」により通知。 なお、高度障がい保険金請求で支払不可の場合、保障期間内であれば再請求は可能。	①債務弁済金の振込口座については、保険金請求書に記載欄があり、協会が確認の上記入する。 ②請求から支払までに掛かる日数は、確認調査不要案件であれば通常5営業日（請求に必要な書類が保険会社に到着した日の翌日から5営業日以内に保険会社から連合会に支払われる） ※ただし書類の不備その他の事情により遅れる場合がある。

事務手続き（3）

ポイント：
代表者変更時の対応

代表者変更時の対応

- ① 代表権を喪失した時点で被保険者の資格要件を欠く（法人が債務者の場合）。
- ② 新代表者に加入意思確認が必要。
- ③ 加入希望がある場合は、保証の変更手続きとともに、「**申込書兼告知書**」（区分「2. 代表者変更」を○囲みし、告知要）・「**債務弁済委託契約申込書**」により、**速やかな変更申込手続き**をお願いします。

特約料振替口座の設定

- ① **申込書兼告知書4枚目（金融機関控）**が金融機関向け口座振替依頼書。（**設定漏れによる振替不能が散見されており要注意！**）
- ② 原則として、借入金融機関の口座を設定することが必要。
- ③ 借入先と口座設定先の金融機関が異なる場合、管理上の問題が発生※）。また個人情報保護法の関係から別途同意書が必要。
（※）債務者が法人の場合で代表者変更があり、保険加入資格喪失となっているのに気付かずにそのまま保険加入状態となってしまうケースなど

加入意思確認書

- ① 本制度では、融資実行後の加入（中途加入）は認められない。保証申込時に口頭で制度紹介を行っていても、『制度の存在を聞かされていなかった』との苦情等が起り得る。そこで、申込の段階で被保険対象者に書面で団信への加入意思を確認しておくことより、そのようなトラブルを回避するために導入。（全国統一の信用保証委託申込書には、「団信加入希望」欄を設定）
- ② 所定の確認書を定めている協会が大半。未導入協会の地元金融機関でも、独自に確認書を導入しているケースが多い。
- ③ 副次的な効果として、団信制度の認知にも繋がり、加入者の増加にも寄与。

参考例：協会確認書

「保証協会団信」加入意思確認書

本書は保証申込時に提出してください。

保証協会団信への加入は中小企業者の借入の任意であり、保証の趣旨には関係ありません。

●●●信用保証協会（印）

姓 名 平 成 年 月 日

保証申込者

私（当社）は、このたびの信用保証申込に際し、信用保証協会団信（信用保証制度）に加入、又は不加入の選択を次のとおりとします。

	同意書氏名
保 険 に 加入する	
保 険 に 加入しない	

※同意書氏名については、保証申込書が法人の場合は代表者氏名、又は法人の実印

【ご注意】

- ① 存続など、ご利用いただける方の条件が変更されています。なお、条件を満たす方でも、生体保証協会の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。
- ② ご利用の際は、本書の取扱い欄に署名捺印をお願いします。なお、保証承認後の加入は出来ません。
- ③ 「団信申込書兼告知書」等の必要書類は、信用保証申込時に提出してください。
- ④ 詳しくは、信用保証協会（保証協会）又は●●●信用保証協会にお問い合わせください。

— 本書の取扱いについて —

●●●信用保証協会は、中小企業者の借入への「プラスファンサービス」として保証協会団信（信用保証制度）を取り扱っており、そのため加入意思の発露を記録させていただいており、本書の提出をお願いします。

保証承認番号

参考例：金融機関独自確認書

「保証協会団信」加入意思確認書

本書は保証申込時に提出してください。

保証協会団信への加入は中小企業者の借入の任意であり、保証の趣旨には関係ありません。

●●●銀行（借入金・信用組合）（印）

平 成 年 月 日

姓 名

保証申込者

私（当社）は、このたびの信用保証申込に際し、私を被保険者とする信用保証協会団信（信用保証制度）に加入、又は不加入の選択を、次のとおりとします。

	同意書氏名
保 険 に 加入する	
保 険 に 加入しない	

※同意書氏名については、保証申込書が法人の場合は代表者氏名、又は法人の実印

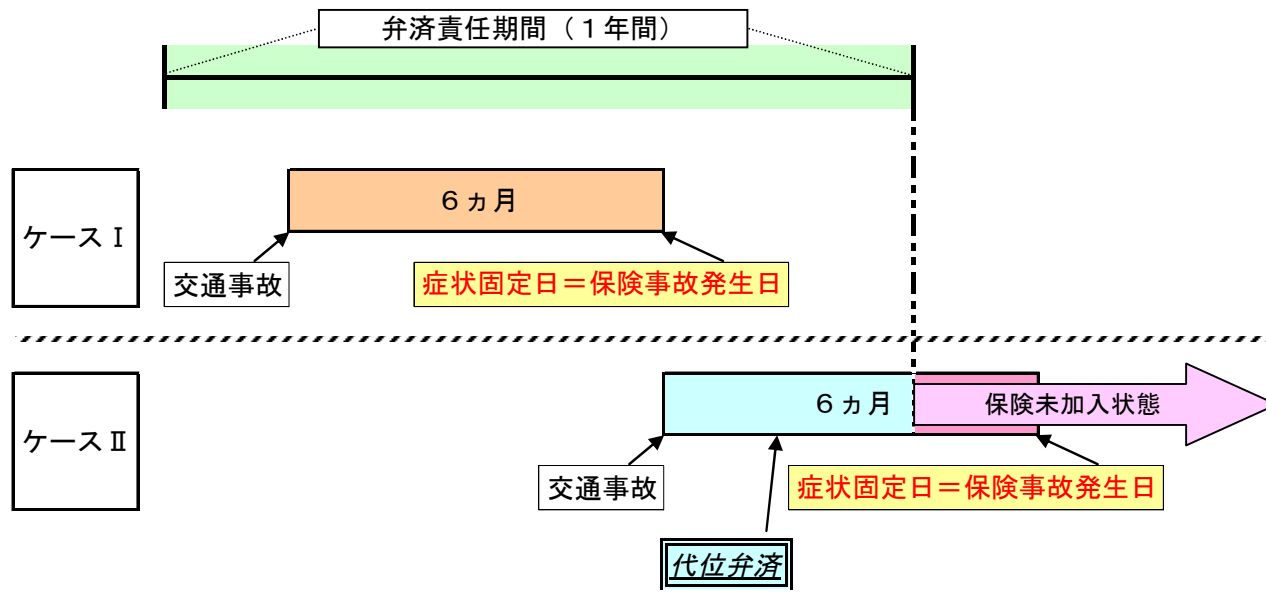
【お願い】

本確認書の内容（同意・不加入）について、ご家族等ご本人以外の方に周知をお願いします。

事務手続き（４）

高度障がい保険金請求時の対応

- ① 高度障がいにおける「保険事故発生日」とは、高度障がいの直接の原因（例えば交通事故など）の発生日ではない。
- ② 「保険事故発生日」とは、所定の高度障がい状態について「回復の見込みがなく症状が固定した」と医師によって診断された日（＝「症状固定日」）。
ただし、症状固定時期について、医師意見の記載がある場合でも、障がい状態に応じて生命保険会社にて症状固定日を決定することもある。
※一般的には、直接の原因となった事象の発生日から、６ヵ月を経過した日となることが多い。
- ③ 以下の「ケースⅡ」の事例については、慎重な管理が必要。
交通事故発生後に代位弁済する場合、本制度の保険更新が出来ない。結果的に「保険事故発生日」時点では脱退となるため、注意が必要。



金融機関の皆様へ

以下の点にご留意の上、お客様に「保証協会団信」をご案内ください。

加 入

- ① 保証協会団信への加入は、お客様の任意。信用保証の諾否とは一切関係なし。
- ② 保証協会団信への加入のタイミングは、新規の融資を受ける時（告知日が融資実行日前であることが必要）。融資実行後の加入（中途加入）は不可。
- ③ 申込に必要となる「申込書兼告知書」の有効期限は、告知日を含め90日間。その間に融資実行されなければ無効。
「保証書の有効期限」が「告知書の有効期限」を超える場合には要注意。場合によっては、融資実行前に告知書の差し替えが必要。
- ④ 告知事項への記載は重要であり、本人自署が必要。事実記載がないケースや事実以外を記載したケースは、告知義務違反による解除となる場合あり。



※上記例のように、保証承諾後の告知有効期限が10日の場合で、10日以内に融資実行ができない場合は、融資実行日までに申込書兼告知書を再記入（差替）していただければ、再記入日が告知日（＝告知有効期限の起算日）となるため、団信加入が無効となる懸念を回避できます（加入承諾となる場合）。

留意点（2）

ポイント：
保障開始日・借換保証

保障開始日

- ① 保障の開始日は、金融機関の融資実行日。
ただし、生命保険会社が加入承諾した者に限る。
- ② 5,000万円以下で告知無しの場合は、融資実行日から保障開始。
- ③ 5,000万円超の場合または5,000万円以下で告知ありの場合は、生命保険会社の審査を経て、加入承諾・不承諾が決定。

5,000万円以下、告知なし	原則加入可
5,000万円以下、告知あり	保険審査の結果、承諾となれば加入
5,000万円超	

※「告知なし」とは、告知事項がすべて「いいえ」の場合をいいます

借換保証

- ① 借り換え前の保障は終了するため、加入希望がある場合にはあらためて申し込むこととなり、借換融資の融資実行日が新たな保障開始日となる。
- ② 新規融資同様、告知義務がある。
- ③ 現在または過去の健康状態等によっては、新たな加入ができない場合がある。
- ④ 正しく告知をしなかった場合、告知義務違反として契約が解除され、保険金が支払われない場合がある。

脱 退

- ① 債務返済期間中に脱退することは可能（任意脱退）。但し、特約料の返還は行わないが、弁済責任期間（特約料納入済期間）については保障が継続。なお、手続きにはお客様からの「任意脱退届」の提出が必要になります。
- ② 繰上完済の場合、自動的に脱退となるが、特約料の返還は行われない。

留意点（3）

保障終了日

- ① 死亡されたとき
- ② 高度障がい保険金の支払事由に該当し保険金が支払われたとき
- ③ 金融機関に対する債務を完済されたとき
- ④ 金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約に基づく償還期限の日の属する月の末日
- ⑤ 被保険者から脱退の申し出のあった日の属する弁済責任期間の末日
- ⑥ 被保険者が満70歳となった日の属する弁済責任期間の末日
- ⑦ 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき
- ⑧ 法人が債務者の場合には、被保険者である連帯保証人が代表権を失ったか、または連帯保証人でなくなったとき
- ⑨ 特約料が2ヵ月連続して口座振替不能となった場合、弁済責任期間の末日
- ⑩ 信用保証協会が代位弁済を行った日の属する弁済責任期間の末日
- ⑪ 免責的債務引受等により債務者でなくなったとき

留意点（４）

保険金が支払われない場合

- ① 保障開始日から1年以内の自殺によるとき
- ② 被保険者の故意により所定の高度障がい状態になられたとき
- ③ 契約者または保険金受取人の故意によるとき
- ④ 戦争その他の変乱によるとき
- ⑤ 保障開始日前の傷害または疾病により所定の高度障がい状態になられたとき
- ⑥ 「告知義務違反」により保険契約が解除されたとき
- ⑦ 保険期間終了後にお支払事由に該当されたとき
- ⑧ 詐欺による取消・不法取得目的による無効とされたとき
- ⑨ 重大事由（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む）により保険契約が解除されたとき
- ⑩ 加入資格を満たさない場合
- ⑪ その他の場合（保険契約の失効等）

口座振替通知（１）

保証協会団信特約料口座振替のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記金融機関からの、平成××年××月××日実行のご融資に伴い、保証協会の保証を受けられた際ご加入された団体信用生命保険（保証協会団信）の特約料を、下記口座からお振替します。振替口座等をご確認のうえ、資金のご準備をよろしくお願い申し上げます。

敬 具

お客様コード	
振替日	平成××年××月××日 ※
振替口座	***** 銀行 ***** 支店 預金種目 * 口座番号 ***** ***** *****
年払振替金額	

※金融機関休業日の場合は翌営業日にお振替いたします。

※本通知の宛先や振替口座に誤りがある場合はお手数ですがご連絡ください。

★ 保証協会団信特約料の口座振替について

- ・振替金額のご案内は、本ご案内はがきにて毎年ご通知いたします。
- ・振替金額は振替日の前日までに、左記口座にご準備ください。
- ・振替後、ご通帳への印字は「ＤＳＣ（ホシヨウキヨウカイ）」等となります。

★ 振替が出来なかった場合のお取扱い

- ・ご案内の日にご指定の預金口座よりお振替え出来なかった場合は翌月の２８日にお振替えいたします。

★ 次の場合には、取扱信用保証協会または金融機関までご連絡ください。

- ・特約料振替口座や住所等を変更されるとき。 ・保険事故が発生したとき。
- ・加入者が法人の場合で被保険者が法人の代表権を失ったか、連帯保証人でなくなったとき。

★ 既に脱退している場合でも、機械処理の都合上、特約料振替月に繰上完済・借換・任意脱退または協会による債務肩代わり（代位弁済）の場合、特約料が振替られる可能性があるため金融機関へ振替停止を依頼してください。

★ 本通知に関する照会は全国信用保証協会連合会へお願いします。

* 注１．２ヵ月連続してお振替え出来なかった場合は保証協会団信より *
* 脱退扱いとなりますのでご了承ください。 *

* 注２．既保証分を借り換えした場合には、現在加入の団信は脱退となり *
* ますのでご注意ください。 *

* 注３．当制度は、加入者証を発行致しませんので、本ご案内はがきを *
* お手元に保管願います。 *

口座振替通知（2）

口座振替再請求のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、保証協会団信の特約料につきまして、請求させていただきましたがお振替え出来ませんでした。つきましては下記の口座に再度請求させていただきますのでご案内申し上げます。振替口座等ご確認のうえ、資金のご準備のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

***年**月**日作成

お客様コード	
振替日	平成××年××月××日 ※
振替口座	*****銀行 *****支店 預金種目 * 口座番号 ***** ***** *****
年払振替金額	

※金融機関休業日の場合は翌営業日に振替えます。

※本通知の宛先や振替口座に誤りがある場合はお手数ですがご連絡ください。

* お問い合わせ *

* *

* 左頁でご案内のお振替が出来なかった場合のお取扱い *

* *

* 2ヶ月連続して振替不能となり、保証協会団信から、脱退扱いと *

* なりますのでご了承ください。 *

なお、特約料のご入金は、お申し出の口座からの振替のみの方法によります。

（郵送、持参等でのご入金手続はお取扱いいたしておりません）

口座振替通知（5）

保証協会団信 保障終了のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご加入いただいております保証協会団体信用生命保険（保証協会団信）につきましては、70歳になりますとご継続できなくなります。本通知とは別に保証協会団信の特約料のご請求（口座振替）案内をお送りしておりますが、今回のご請求を最終とし、下記解約日をもって保障は終了いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

お客様コード

解約日 平成XX年XX月末日

振替口座 ***** 銀行
***** 支店
預金種目 * 口座番号 *****

※本通知の宛先や振替口座に誤りがある場合はお手数ですがご連絡ください。

保証協会団信の解約について

- ・「団体信用生命保険による債務弁済委託約款」第8条第1項により解約のお取り扱いとさせていただきますのでご了承ください。
- ・特約料の払込が済んでいる最終月の翌月1日より効力がなくなります。

「団体信用生命保険による債務弁済委託約款」抜粋
* 第8条第1項（解約）*
* 被保険者が満70歳に達したとき*

特約料目安表

連合会HPの「保証協会団信」ページから**特約料目安金額の試算**も可能
(スマートフォン・タブレットも利用可)

<http://www.zenshinhoren.or.jp/danshin/>

「保証協会団信」特約料の目安

(H29. 4. 1 改定)

【元金均等返済、据置期間なしの場合】

この目安表は100万円当たりの表です。例えば1,000万円のお客様の場合は、全て10倍してご利用ください。

借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	総支払額	月平均特約料
1年	3,830	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,830	320
2年	4,610	1,460	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,070	253
3年	4,880	2,770	970	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,620	240
4年	5,010	3,430	2,080	730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,250	235
5年	5,080	3,820	2,740	1,660	580	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,880	232
6年	5,140	4,090	3,190	2,290	1,390	490	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,590	231
7年	5,180	4,270	3,500	2,730	1,960	1,190	420	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,250	230
8年	5,200	4,420	3,740	3,070	2,390	1,720	1,040	370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,950	229
9年	5,220	4,530	3,930	3,330	2,730	2,130	1,530	930	330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,660	229
10年	5,240	4,610	4,070	3,530	2,990	2,450	1,910	1,370	830	290	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,290	228
11年	5,260	4,680	4,190	3,700	3,210	2,720	2,230	1,740	1,250	760	270	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,010	228
12年	5,270	4,740	4,290	3,840	3,390	2,940	2,490	2,040	1,590	1,140	690	240	-	-	-	-	-	-	-	-	32,660	227
13年	5,280	4,790	4,380	3,960	3,550	3,130	2,720	2,300	1,890	1,470	1,060	640	230	-	-	-	-	-	-	-	35,400	227
14年	5,290	4,840	4,450	4,070	3,680	3,290	2,910	2,520	2,140	1,750	1,370	980	590	210	-	-	-	-	-	-	38,090	227
15年	5,290	4,870	4,510	4,150	3,790	3,430	3,070	2,710	2,350	1,990	1,630	1,270	910	550	190	-	-	-	-	-	40,710	227
16年	5,300	4,910	4,570	4,230	3,900	3,560	3,220	2,880	2,550	2,210	1,870	1,530	1,200	860	520	180	-	-	-	-	43,490	227
17年	5,310	4,940	4,620	4,300	3,980	3,670	3,350	3,030	2,710	2,400	2,080	1,760	1,440	1,120	810	490	170	-	-	-	46,180	227
18年	5,310	4,960	4,660	4,360	4,060	3,760	3,460	3,160	2,860	2,560	2,260	1,960	1,660	1,360	1,060	760	460	160	-	-	48,830	227
19年	5,320	4,990	4,700	4,420	4,130	3,850	3,560	3,280	3,000	2,710	2,430	2,140	1,860	1,570	1,290	1,010	720	440	150	-	51,570	227
20年	5,320	5,010	4,740	4,470	4,200	3,930	3,660	3,390	3,120	2,850	2,580	2,310	2,040	1,770	1,500	1,230	960	690	420	150	54,340	227

公開機関である全国51の信用保証協会の活動をサポート

JFG 全国信用保証協会連合会

初めの融資と 信用保証の お申込の流れ

もっと知りたい 信用保証

団体信用生命保険 よくあるご質問

特約料試算

「保証協会団信」ご利用の際の参考としてご利用ください。

【ご利用に当たって】

元金均等返済の場合の特約料です。
試算される特約料は目安であり、お借り入れの条件等により実際の特約料とは異な
ご了承ください。

なお、特約料は今後変更することがあります。

借入金額

借入期間

元金返済据置 ☒ なし ☐ あり

据置期間

・各項目に入力後、「試算する」ボタンを押してください。
・入力する数値は、すべて半角数字を使用してください。

試算する リセット

※上記の金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なります。

※特約料は今後変更される場合があります。

※繰上完済の場合、特約料は返戻しません。

FAQ (1)

《総 論》

	キーワード	細分類	質問内容	回 答
1	保証承諾	—	保証協会団信(以下「団信」と略す)に加入しないと保証しないとされることはないか？	団信は任意の保険制度ですので、団信加入の有無は保証承諾とは一切関係ありません。
2	年齢制限	—	満66歳以上の方は保証協会団信には加入できないのか？	申込日(告知日)現在で満66歳以上の方は加入できません(申込日(告知日)時点で65歳であれば、融資実行時に満66歳以上となっても加入できます)。
3	中途加入	—	告知日が融資実行日より後になった場合は団信加入できるのか？	この場合には団信に加入はできません。
4	中途加入	—	融資実行後に、中途加入することは可能か？	できません。
5	用語解説	—	申込日(告知日)・保険加入日・責任開始日・保障開始日・特約料納入済期間(弁済責任期間)の意味を詳細にしてほしい。	・申込日(告知日)→申込書兼告知書に加入希望者が記入をした日。 ・保険加入日→融資実行日の翌月1日。 ・責任開始日=保障開始日→融資実行日(但し、告知あり或いは5,000万円超の場合には、加入承諾になっているもの。なお、保険加入審査中において保険事故が発生した場合は保険未加入状態であるため、原則として保険金支払は出来ません)。 ・特約料納入済期間=弁済責任期間 →【初年】融資実行日から翌年の融資実行応当日の属する月の末日迄。 →【次年以降】前弁済責任期間終期の翌月1日から1年間。但し、最終返済日が1年以内に到来する場合は、最終返済日の属する月の末日迄となります。
6	部分保証	—	部分保証方式の保証の場合、団信によって付保される部分は債権額全額部分となるのか？	現行の部分保証方式の保証に係る保証割合は80%であるが、団信においては債権額全額部分(100%)が付保されます。

FAQ (2)

《加入時》

	キーワード	細分類	質問内容	回答
7	加入条件	年齢	借入期限が満70歳を超える場合、途中まで(満70歳まで)の保険加入は可能か？	可能です。 70歳を超えても特約料納入済みの期間については保障します。例えば、更新時期が69歳11カ月であって、特約料の納入がなされていれば、70歳11カ月までは70歳を超えて保障しますが、70歳到達後の特約料納入済期間(弁済責任期間)終了時に脱退となります。
8	加入条件	期間	付保可能融資は、期間が1年(365日)以上となっているが、約定返済日の関係で1年未満となる場合、保険加入はできないのか？返済日が休日の場合に前営業日を返済日とし、結果1年未満となる場合はどうか？	(例1: 1年未満となり対象外となるケース) 融資実行日 H25.10.25 約定返済日 毎月10日 最終返済日 H26.10.10 (例2: 1年未満となり対象外となるケース) 融資実行日 H25.9.24 約定返済日 毎月23日(但し、休日の場合は前営業日) 金消上の最終期限 H26.9.23(祝日) 実際の最終返済日 H26.9.22(月) (例3: 1年となり対象となるケース) 融資実行日 H25.10.11 約定返済日 毎月10日 最終返済日 H26.10.10
9	加入条件	返済方法	約定返済付きでないと加入できないのか？	賦払償還債務が対象となります。据置期間経過後に一括返済される債務は団信の対象とはなりません。 また、賦払償還債務の場合でも、融資額に占める一括償還部分の割合が50%を超えないことが必要になります。
10	加入条件	据置期間	据置期間をおくことは可能か？	可能です。 但し、融資期間に占める据置期間の割合が50%を超えないこと、および原則として据置期間中に利息返済があることが必要になります。
11	加入条件	保障限度額	1被保険者当たりの保障限度額(保険加入限度額)は1億円となっているが、誰がどの段階で判定するのか？また、金融機関に限度額確認の義務はあるのか？	複数の金融機関または複数の保証協会を利用している可能性があるため、限度額の確認は連合会で行います。但し、同一の金融機関からの申込で既に限度額をオーバーすることが明らかな場合については、その時点でお客様にお話しして頂ければ幸いです。

FAQ (3)

《加入時》

	キーワード	細分類	質問内容	回答
12	申込書 兼告知書	記入内容	申込書兼告知書の各欄についての記入に際し、注意点はありますか？	「債務者住所」、「債務者名」、「特約料振替口座」欄についてはゴム印でも差し支えありませんが、それ以外の全ての欄につきましては、加入希望者ご本人様が自署して頂く必要があります(特に「申込日(告知日)」、「被保険者氏名」、「生年月日」及び「告知事項」欄は加入査定における重要事項です)。これらの事項について、加入希望者ご本人様以外の方が記入されますと保険金が支払われませんので、金融機関におかれましてもご本人様が申込書兼告知書にご記入頂くよう注意喚起にご協力ください。
13	申込書 兼告知書	印鑑	告知書へ押印する印章は、どの印章でも構わないのか？	実印(個人印)をお願いします。
14	申込書 兼告知書	連絡先住所	「債務者住所」欄に記載すべき住所は？	「債務者住所」欄に記載された住所地に、年1回の特約料のご案内をお送りしますので、郵便物が届く住所をご記入頂くよう注意喚起してください。 特に法人の場合には、特約料案内通知の宛先は口座名義人(＝法人宛)となるため、『事業所住所』を記載する必要があります(代表者個人の居宅住所記入による不着案件が多い)。 なお、事務所として使用されていない法人登記上の住所地を記入されたケースなども不着となりますのでご注意ください。
15	申込書 兼告知書	振替口座	特約料振替口座の「口座名義人」欄への記入は、法人の場合は法人名のみでいいか？	法人の場合は、法人名に加え、代表者名も必要です。 なお、フリガナについては、書ききれない場合は法人名までで結構です。代表者氏名についてのフリガナが記入されていないことにより、書類不備となることはありません。
16	申込書 兼告知書	賦払契約 内容	告知書記入後に融資(保証)金額が変更になった場合、告知書の「借入予定額」欄は訂正印で対応できるのか？	二重線で訂正を行ってください。訂正印は不要です。詳細につきましては、下敷き(不備解決基準)をご参照ください。
17	申込書 兼告知書	賦払契約 内容	借入予定額欄に予定額を記入しているものの、その後の協議や保証審査の結果、増額或いは減額となる場合はどうすればいいか？	告知書提出前に訂正となる場合には、金融機関あるいは保証協会において告知書の訂正をお願いします(訂正印不要)。 増額後の保険金額が5,000万円超の場合には、「健康診断結果証明書」を取寄せていただき、保険会社での再査定が必要となります。再査定後、加入不承諾となる場合もございます。

FAQ (4)

《加入時》

	キーワード	細分類	質問内容	回答
18	申込書 兼告知書	告知事項	告知書の告知事項にある「1. 最近3カ月以内に、医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます）・投薬を受けたことがありますか」には、どの程度軽微なものまで含まれるのか。（歯の治療やすり傷の治療なども含まれるのか？）	軽微かどうかにかかわらず、ありのままをご記入ください。 なお、治療とは、実際に医師の治療を受けたことだけでなく、医師の診察・検査を受けること、その結果再検査・治療・投薬・入院・手術・経過観察をすすめられること、勤務上の制限を受けることをいいます。また、手術後や退院後等に、医師より「経過観察のために通院すること」または「再発チェックのために検査を受けること」の指示を受けたこと、およびそれらの指示に基づき通院し、または検査を受けたことを含みます。
19	申込書 兼告知書	告知 有効期限	有効期限は90日までだが、告知日は算入されるのか？	告知日を含めて融資実行日まで90日間です。
20	申込書 兼告知書	告知 有効期限	告知あり或いは5,000万円超の申込であって、保険加入審査が告知有効期限を超えてしまう場合はどうなるのか？	融資実行が告知有効期限内に行われていれば問題ありません。 なお、告知有効期限を問わず、保険加入審査中において保険事故が発生した場合は、保険未加入状態であるため保険金は支払われませんので速やかに告知書を提出ください。
21	申込書 兼告知書	告知 有効期限	告知書有効期限を90日から120日に延長する場合の手続き方法は？	告知有効期限は原則として90日ですが、特別の事情があり、協会が保証承諾期間を延長する場合に限って、一定の手続きを条件にプラス30日（合計120日）の延長が例外的に可能となります。 金融機関が行う手続きは、特にございません（協会、連合会、保険会社で対応します）。
22	申込書 兼告知書	確認	金融機関において、被保険者が申込書兼告知書へ自署したか否かの確認を行う必要があるのか？	金融機関において自署したか否かの確認をいただく必要はありませんが、加入希望者ご本人様が自署頂くよう注意喚起にご協力ください。
23	債務弁済 委託契約 申込書	印鑑	債務弁済委託契約申込書へ押印する印章は、どの印章でも構わないのか？	実印をお願いします。
24	債務弁済 委託契約 申込書	日付	債務弁済委託契約申込書と申込書兼告知書の日付は同一日でなければならないのか？	ともに融資実行日以前であれば実務上の問題は生じませんが、特段の支障がない限り、原則として同一日付でお願いします。
25	その他	保険加入 審査	告知あり或いは5,000万円超の申込の場合、保険加入審査にかかる期間はどのくらいか？	保険会社で書類を受け付けてから、原則として7営業日かかります。

FAQ (5)

《加入時》

	キーワード	細分類	質問内容	回答
26	その他	加入不承諾	告知書で「告知事項あり」の場合で、保険加入審査の結果加入できない場合、どのような事務の流れとなるのか？保険会社からの連絡は直接加入希望者へ通知するとなっているが、金融機関への通知はされないのか？	加入希望者に対しては、保険会社から直接「団体信用生命保険お申込みについてのご回答」が送付・通知されます。 保証協会に対しては、加入希望者へ送付した「団体信用生命保険お申込みについてのご回答」の写しが送付されますので、金融機関へは、協会を通じてご連絡致します。
27	その他	健康診断結果証明書	複数口の申込で合算すると加入申込金額が5,000万円超になる場合には、保険会社所定の「健康診断結果証明書」の提出が必要となるのか。	原則として、告知日が1週間以内の同一被保険者に係る団信加入申込案件が複数あり、合算した加入申込金額が5,000万円を超える場合には、「健康診断結果証明書」が必要となります。
28	その他	分割加入	1融資について、複数に分割して団信に加入することは可能か？	1融資につき1団信のため、複数に分割して団信に加入することはできません。また、借入金額の一部分のみに加入することもできません。
29	その他	複数代表	複数の代表者がそれぞれ団信に加入することは可能か？	複数代表の場合であっても、1融資における団信加入者は1名となります。また、1融資について、それぞれの代表者が分割して加入することもできません。
30	その他	複数代表	複数代表の場合、既に代表者Aが団信に加入している状況の中で、別の借入について他の代表者Bが新規に申し込むことは可能か？	可能です。1申込につき被保険者1名かつ当該被保険者について1億円の限度内であれば問題ありません。
31	その他	連帯債務	連帯債務での借入の場合、団信加入できるのか？	可能です。但し、1申込につき被保険者1名かつ当該被保険者について1億円の限度内である場合に限りです。
32	その他	口座設定	特約料の振替口座については、融資実行店舗と異なる店舗での設定でも構わないか？	金融機関側の加入後の管理等を勘案すると、同一店舗における設定が望ましいですが、実行店舗と異なる店舗を設定する場合には、口座振替依頼書は振替口座設定店舗へ必ず連携ください。 なお、半期に一度の取扱手数料の送金時には、新規加入者リストおよび店舗毎の加入実績をお送り致します。
33	その他	融資実行	保険加入諾否の結果を待たずに融資実行することは可能か？	可能です。保険加入諾否の結果が出るまで融資実行できないという考え方ではありません。ただし、告知あり、あるいは、借入金額5,000万円超の場合には、保険加入審査の結果、承諾となるまでは保障開始とはなりませんのでご注意ください。また、保険加入査定の結果、ご加入いただけない場合もございますので、あらかじめ加入希望者へもご説明いただきますようお願いいたします。

FAQ (6)

《期 中》

	キーワード	細分類	質問内容	回 答
34	特約料	収納	金融機関は特約料の徴求義務を負うのか？	特約料の収納は、第一生命カードサービスに委託していますので、金融機関は徴収の義務や事務は発生しません。ただし、口座振替依頼書による手続きは必ず行ってください。
35	特約料	弁済責任期間	弁済責任期間（1年分の特約料でカバーされる期間）はいつまでか？ 例えば、26年4月25日に融資実行した場合、初回特約料の対象となる責任期間はいつまでか？	保険加入日は、融資実行日の属する月の翌月1日となるため、26年5月1日が保険加入日となります。但し、初回特約料の対象期間は融資実行日からとなるので、26年4月25日からとなります。以下参照ください。 H26.4.25（融資実行日/保障開始日）→H26.5.1（保険加入日）～H27.4.30迄
36	特約料	弁済責任期間	満70歳到達で自動脱退となるが、例えば69歳11ヵ月で弁済責任期間の更新をした場合は、弁済責任期間の考え方および特約料はどうなるのか？	満70歳となった日の属する弁済責任期間の末日まで保障は有効です。従って、特約料は通常通り1年分が必要となります。但し、次の更新はできません。
37	特約料	口座振替	特約料の振替が不能であったとき、保険会社または連合会から督促は行われるのか？	第一生命カードサービスから通知を行います。以下は1月28日振替の（例）です。1月中旬に第1回目の通知。振替ができなかった場合、2月中旬に再度振り替えする旨の通知。2ヵ月連続で振替ができなかった場合は、3月初旬に脱退のお知らせが3回目として通知されます。
38	特約料	その他	事故・延滞報告提出先で預金支払いをストップした場合、保険契約が失効しないようにどのような措置をとることができるのか？	被保険者宛に、特約料振替の通知を出しており2ヵ月連続で振替ができなかった場合には、脱退通知が送付されます。その時点でご本人から連合会宛ご連絡を頂き、連合会が指定する期間内に直接振り込みを頂ければ、復活の手続きは可能です。
39	特約料	その他	融資実行日から保険加入日（または特約料納入日）までの間に死亡した場合の特約料の支払い方法はどのようになるか？	死亡後であっても、口座振替が可能であれば振替後に保険金請求となりますが、口座が支払い停止になる場合等は、連合会へ直接送金をして頂くこととなります。このような事例が発生した場合は、すみやかに連合会へご連絡ください。
40	特約料	その他	特約料振替月の繰上完済・借換・代位弁済、または振替月やその直前に任意脱退届を受け付けた場合の対応は？	特約料が振替えられる可能性がありますので、お客様から振替停止の依頼があった際には手続きをお願いします。
41	条件変更	代表者変更	代表者変更があり、新代表者が保険加入を希望している場合、どのような手続きを行うのか？	申込書兼告知書の上段の区分「2. 代表者変更」に○を付し、告知事項を含む全ての項目に新代表者が自署押印の上、協会へご提出ください。 告知いただいた内容によっては、審査の結果、加入できない場合があります。
42	条件変更	代表者変更	申込書兼告知書の賦払契約内容欄への記入内容はどうなるのか？	「借入予定額」欄…原則として、新代表者が引継ぐ債務の額をご記入ください。 「借入日または借入予定日」欄…当初借入日をご記入ください。 「借入期間」欄…残期間をご記入ください。

FAQ (7)

《期 中》

	キーワード	細分類	質問内容	回 答
43	条件変更	代表者変更	代表者変更時の特約料の考え方はどうなるのか？	前代表者の弁済責任期間の末日までは、既にお支払い頂いていますので不要です。
44	条件変更	代表者変更	代表者変更時の債務残高が5,000万円超の場合、保険会社所定の健康診断結果証明書は必要となるのか？	必要となります。
45	条件変更	代表者変更	新代表者が告知ありであって保険加入審査中に新代表者が亡くなった場合、保険金は支払われるのか？	保険加入審査中において保険事故が発生した場合は、保険未加入状態であるため保険金は支払われません。 なお、この場合は当然ながら旧代表者にも保険金は支払われませんので、代表者変更が決まりましたら出来るだけすみやかに手続きを行ってください。
46	条件変更	住所変更等	被保険者に口座変更・住所変更・氏名変更等があった場合、どのような手続きを行うのか？	申込書兼告知書の上段の区分「3. 氏名・口座・住所・電話番号変更」に○を付し、告知事項以外の必要箇所自署押印の上、協会へご提出ください。 なお、法人成りの場合には、特約料振替口座の設定が個人のままであると、特約料について損金算入できないため注意が必要です。
47	条件変更	期間延長	条件変更により返済期間を延長した場合、団信の保障期間も延長されるのか？	延長されます。ただし、70歳に達した弁済責任期間の末日までとなります。
48	条件変更	期間延長	条件変更により返済期間を延長する場合の留意点は？	当初期日経過後も期間延長協議中の場合、弁済責任期間は当初償還期日の月末のままととなり、万一の際には保険金請求ができないことも考えられますので、すみやかな対応をお願いします。
49	条件変更	据置期間	条件変更を行って、据置期間を延長することは可能か？	可能です(原則として据置期間中に利息返済があることが必要)。 なお、弁済責任期間中における据置期間延長の場合、特約料の追徴は発生致しません(次回更新時には特約料は必要となります)。
50	条件変更	その他	被保険者変更や代表者変更時、次期被保険者になるべき人が保険加入しない時は保証条件違反になるか？	なりません(そもそも団信加入は保証条件ではありません)。

FAQ (8)

《保険事故》

	キーワード	細分類	質問内容	回答
51	保険金請求	報告義務	保険事故発生時、金融機関から協会や連合会への報告義務はあるか？	法的な報告義務はありませんが、知り得た場合はすみやかに協会へご連絡をお願い致します。
52	保険金請求	手続き	保険事故(死亡・高度障がい)が発生した場合、保険金請求手続きはどのように行うのか？	事実がわかり次第、すみやかに協会へご連絡ください。 請求手続きにつきましては、金融機関経由で死亡証明書等の必要書類を取り寄せ後、協会・連合会に対応致します。
53	保険金請求	請求権	保険金請求権は何年で消滅するのか？	保険約款上、請求権は支払事由発生の日から3年で消滅します。
54	保険金	保険金額	保険金支払いの対象となる未償還元本の確定日は、いつになるのか？	保険事故が発生した直前の償還日が確定日であり、その時点における残存債務相当額と利息(150日が限度)が支払保険金額となります。
55	保険金	保険金額	支払保険金額に含まれる利息の定義は？	保険事故が発生した直前の償還日の翌日から保険金支払日までの利息が含まれます。但し、150日を限度としております。なお、利息計算に適用される利率は約定利率です。
56	保険金	指定口座	連合会から金融機関へ債務弁済金を送金する際の振込口座は、いつ指定するのか？	保険金請求手続きの際に、協会が債務弁済金送金口座をお伺いします。 なお、「保証協会団信」保険金請求書については、協会が記入の上連合会に提出し、連合会が保険会社へ保険金請求を行います。
57	保険金	余剰金	保険事故発生後に約定返済が進んだ場合に生じる余剰金については、どのように処理すればよいのか？	保険事故が発生した直前の償還日における未償還元本をもとに計算していますので、約定返済が進んだ場合は送金額が多くなりますが、余剰金はお客様にお戻しください(送金額＝支払保険金額－被保険者との債務弁済委託契約に基づく債務弁済額)。
58	保険金	支払期間	保険金請求後、調査が不要の場合(＝原則加入後2年超の死亡)であれば何日位で保険金が支払われるのか？	事務の流れは、金融機関→協会→連合会→ <u>保険会社</u> →連合会→金融機関。 このうち下線部部分については、通常5営業日※を予定しています。 ※ただし、書類の不備その他の事情により遅れる場合があります。
59	保険金	その他	保険金の支払い基準は？	①元本については、保険事故発生日(死亡日または高度障がい症状固定日)の直前の取引日時点における未償還元本。 ②利息(適用は約定金利)については、保険事故発生日の直前の取引日の翌日から保険金受領日まで(ただし、最大150日まで)となります。
60	保険金	その他	保険金の送金を受けた時は、連合会あてに受領証(受領書)を発行する必要はあるのか？	受領証(受領書)等の発行は不要です。

お問い合わせ先

保証協会団信に関するご照会・ご質問等は、下記にお願いします。

➤ 一般社団法人 全国信用保証協会連合会

総務部 団体信用生命保険室

直 通：03-6823-1203

フリーダイヤル：0120-966-023

ホームページアドレス：

<http://www.zenshinhoren.or.jp/danshin/> もしくは

保証協会団信

検索



➤ 日本生命保険相互会社

法人サービスセンター

フリーダイヤル：0120-563-928

日本生命保険相互会社 公務第二部 行

(FAX:03-5511-3016)

誤送信とならないよう、上記 FAX 送信先番号を
慎重にご確認のうえ送付してください。

「保証協会団信」関係資料 送付依頼書

下記のとおり依頼しますので、よろしくお願いします。

記

1. 照会先 (送付先)

住 所	〒 ー	
金融機関名	(銀行・信用金庫・信用組合)	支店
ご担当者様名		様
電話番号	ー (ー) ー	

2. 送付必要書類

物品名	数量
(1) パンフレット (特約料引下げビラ差込)	部
(2) ビラ (1枚物画面:「保証協会団信で後継者・ご家族の安心を!」)	枚
(3) 債務弁済委託契約申込書	冊
(4) 保証協会団信 申込書兼告知書 (債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書)	
(5) 団信申込書チェック用下敷き	枚
(6) 健康診断結果証明書 (※融資金額が5000万円超時に必要となります)	部

※1回あたりの発注は、パンフレット 20 部、申込書兼告知書 2 冊、下敷き 5 枚を上限に調整いただければ
幸いです。

※納品は発注いただいた日から通常 4 営業日かかります。

ご記入いただきました内容は、(1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、
(2)当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、(3)ニッセイの
業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、(4)その他保険に関連・付随する業務に活用させてい
ただきます。これらの利用目的及び当社業務に関する情報については、当社ホームページ(<http://www.nissay.co.jp>)
をご覧ください。

なお、当用紙を郵送される場合の宛て先、お問合せ電話番号は以下のとおりです。

〒100-0006 千代田区有楽町 1-1-1 日本生命保険相互会社 公務第二部 (TEL03-5533-5677)